

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 目次 第1章～第5章 (略) 第6章 運転免許(第15条— <u>第27条の4</u>) 第7章 (略) 附則 | 目次 第1章～第5章 (略) 第6章 運転免許(第15条— <u>第27条の3</u>) 第7章 (略) 附則 <u>(旅客自動車教習所の指定申請等)</u> 第19条 令第34条第3項第2号に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行う施設又は同条第4項第2号に規定する牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設(以下「旅客自動車教習所」という。)の指定を受けようとする者は、別記様式第8の申請書を公安委員会に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 (1) <u>管理者、教習指導員の住民票の写し</u> (2) <u>管理者、教習指導員の履歴書</u> (3) <u>コース敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面</u> (4) <u>建物その他の設備の状況を明らかにした図面</u> (5) <u>備付け自動車、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表</u> (6) <u>教材一覧表</u> (7) <u>教習計画書(教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにしたもの。)</u> 3 <u>旅客自動車教習所の施設の設置者又は管理者は、前項の指定申請書(添付書類を含む。)の記載</u> |

第19条 (略)

(講習の申出等)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) (略)

(2) 法第108条の2第1項第10号に規定する講習
初心運転者講習終了証明書 (別記様式第19)

(3) 法第108条の2第1項第14号に規定する講習
若年運転者講習終了証明書 (別記様式第19の
2)

6 (略)

第26条の2 法第108条の2第2項の規定により行う講習は、次の各号に掲げるものとし、当該講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第27条の2 運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号。次条及び第27条の4第1項において「認定教育規則」という。)第13条及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第8号。次条及び第27条の4第1項において「認定検査規則」という。)第14条の電磁的記録媒体 (以下この条において単に「電磁的記録媒体」という。)は、新潟県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

事項の変更を生じたときは、すみやかに公安委員会に届け出なければならない。

4 法第99条の3及び法第99条の6から法第100条までの規定は、旅客自動車教習所について準用する。この場合において、これらの規定中「指定自動車教習所」とあるのは、「旅客自動車教習所」と読み替えるものとする。

第19条の2 (略)

(講習の申出等)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証明書又は証書を交付するものとする。

(1) (略)

(2) 法第108条の2第1項第10号に規定する講習
初心運転者講習終了証書 (別記様式第19)

6 (略)

第26条の2 法第108条の2第2項の規定により行う講習は、次の各号に掲げるものとし、当該講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) チャレンジ講習 チャレンジ講習受講申請書
(別記様式第20の4)

(フレキシブルディスクによる手続)

第27条の2 運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号。以下この条において「認定規則」という。)第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法 (昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 (以下この条において「日本産業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行われなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式

(2) ボリューム及びファイル構成については、日

2 提出する電磁的記録媒体又はその附属品には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定)

第27条の3 法第108条の32の2第1項及び第108条の32の3第1項の認定は、認定した認定教育規則第1条各号に掲げる課程又は認定検査規則第1条各号に掲げる方法の区分ごとに、当該認定を受けた者に別記様式第21の2の認定書を交付して行うものとする。

(認定教育規則及び認定検査規則の規定による指定)

第27条の4 認定教育規則第4条第2項第4号又は認定検査規則第4条第1項第4号若しくは第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第21の3の指定申請書を提出して申請するものとする。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者に別記様式第21の4の指定書を交付するものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者に別記様式第21の5の指定取消通知書を交付するものとする。

別記様式第7の9 (第15条関係)

| | |
|----------------|---------------------------|
| 緊急自動車運転資格審査申請書 | |
| (略) | |
| (略) | |
| 審査に係る緊急自動車の種類 | 大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪 |
| (略) | |
| (略) | |

別記様式第7の10 (第15条関係)

| |
|----------------|
| 緊急自動車運転資格記載申請書 |
| (略) |

本産業規格X0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式

3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1)・(2) (略)

(運転免許取得者教育機関の認定)

第27条の3 法第108条の32の2第1項の認定をしたときは、認定した教育の課程の区分ごとに別記様式第21の2の認定書を交付するものとする。

別記様式第7の9 (第15条関係)

| | | | |
|----------------|------------------------|--|--|
| 緊急自動車運転資格審査申請書 | | | |
| (略) | | | |
| (略) | | | |
| 審査に係る緊急自動車の種類 | 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪 | | |
| (略) | | | |
| (略) | | | |

別記様式第7の10 (第15条関係)

| |
|----------------|
| 緊急自動車運転資格記載申請書 |
| (略) |

| | |
|----------|---------------------------|
| (略) | |
| 緊急自動車の種類 | 大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪 |
| (略) | |

(略)

別記様式第7の11 (略)

別記様式第8 削除

別記様式第9 (第19条関係)

(略)

別記様式第19 (第26条関係)

(略)

初心運転者講習終了証明書

(略)

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

(略)

別記様式第19の2 (第26条関係)

第 号

若年運転者講習終了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者

印

別記様式第20の3 (第26条の2関係)

特定任意高齢者講習受講申請書

(略)

特定任意高齢者講習の受講を申請します。

| | |
|----------|------------------------|
| (略) | |
| 緊急自動車の種類 | 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪 |
| (略) | |

(略)

別記様式第7の11 (略)

別記様式第8 (第19条関係)

旅客自動車の運転に関する自動車教習所の指定申請書

(略)

(略)

別記様式第9

(略)

別記様式第19

(略)

初心運転者講習終了証書

(略)

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

(略)

(細則第26条)

別記様式第20の3

特定任意高齢者講習受講申請書

(略)

特定任意高齢者講習 (通常・簡易) の受講を

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|--|----------------------------|-----|--|-----|--|----------------------------|-----|--------------|-----|-----|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(略)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">証紙納付書</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">証 紙 を 貼 る 欄</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> | (略) | | 証 紙 を 貼 る 欄 | (略) | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">申請します。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(略)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">証紙納付書</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">証 紙 を は る 欄</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"><u>別記様式第20の4</u></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">チャレンジ講習受講申請書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table> | (略) | | 証 紙 を は る 欄 | (略) | チャレンジ講習受講申請書 | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | | | | | | |
| 証 紙 を 貼 る 欄 | (略) | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | |
| 証 紙 を は る 欄 | (略) | | | | | | | | | | | |
| チャレンジ講習受講申請書 | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | |

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
別記様式第21の2を次のように改める。

別記様式第21の2（第27条の3関係）

| | | |
|--------------------------|----|--|
| 第 | 号 | |
| 認 | 定 | 書 |
| 名 称 | | |
| 所在地 | | |
| 〔課程〕 〔方法〕 | 区分 | 〔運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条 号〕 〔運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条 号〕 |
| 道路交通法第108条の32の 第1項の規定により | | を認定す る。 |
| 年 月 日 | | |
| 新潟県公安委員会 | | 印 |

別記様式第21の2の次に次の3様式を加える。

別記様式第21の3（第27条の4関係）

| | | | | | |
|---|---|-----|--|-----|--|
| <h2 style="margin: 0;">指 定 申 請 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">新潟県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住所 申請者 氏名</p> | | | | | |
| <p style="font-size: small;">運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法に より行う運転免許取得者等検査</p> <p style="font-size: small;">運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法に より行う運転免許取得者等検査</p> | | | | | |
| <p>に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定を受けたいので、申請します。</p> | | | | | |
| 使用する施設 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">名 称</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所在地</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> | 名 称 | | 所在地 | |
| 名 称 | | | | | |
| 所在地 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21の4（第27条の4関係）

第 号

指 定 書

住 所

氏 名

（ 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号 ） の規定による

（ 同規則第1条第3号に掲げる課程
同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査
同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 ） に係る

業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

新潟県公安委員会 印

別記様式第21の5（第27条の4関係）

| | |
|--|--|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指 定 取 消 通 知 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">新潟県公安委員会 印</p> <p style="margin: 10px 0;">次の理由により、{</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号 </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号 </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号 </div> </div> <p style="margin: 10px 0;">の規定による指定を取り消したので通知する。</p> | |
| <p>指 定 番 号</p> | |
| <p>理 由</p> | |

（講習の実施に関する規則の一部改正）

第3条 講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後

号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(講習の委託)</p> <p>第2条 講習は、法第108条の2第3項の規定に基づき、<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する者であつて新潟県警察本部長（第4条第6号及び第8条において「警察本部長」という。）が定めるものに新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が必要と認めたときに委託するものとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>取得時講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>原付講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア～カ (略)</p> <p>(4) <u>停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) <u>運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、違反者講習指導員、高齢者講習指導員又は特定任意高齢者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(5) <u>高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u></p> | <p>(講習の委託)</p> <p>第2条 講習は、法第108条の2第3項及び<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき、公安委員会が必要と認めたときに委託するものとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員の資格要件</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>取得時講習指導員の資格要件</u> ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>原付講習指導員の資格要件</u> ア～カ (略)</p> <p>(4) <u>停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</u> ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) <u>運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、違反者講習指導員、高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員又はチャレンジ講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(5) <u>高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件</u></p> |

- ア 21歳以上の者であること。
- イ 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）であること。
- ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、違反者講習指導員又は高齢者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

- エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) (略)

(イ) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便を図るため高齢者講習及び特定任意高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域において実施する必要がある場合の高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員に関しては、この限りでない。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

b 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し a に掲げる

- ア 25歳以上の者であること。

イ 高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。

- ウ 前号ウ(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれにも該当しない者であること。

- エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) (略)

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便を図るため高齢者講習及び特定任意高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域において実施する必要がある場合の高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員に関しては、この限りでない。

a 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

b 二輪車を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し a 又は b に掲げ

| | |
|---|--|
| <p>者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。<u>ただし、令和4年5月12日以前に(ア)に該当し又は令和4年3月31日以前に(イ)に該当したこと</u>によつて、<u>高齢者講習指導員の要件を満たした者については、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴う運転技能検査を行う者の養成に係る講習を受けていなければならない。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和4年3月31日以前に実施された高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者</u></p> <p>(6) (略)</p> | <p>者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。 <u>なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。）を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）施行に伴う補充講習（以下「補充講習」という。）を受けていること。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、平成29年3月11日以前に高齢者講習指導員であつたものについては、補充講習を受けていること。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修）を終了した者</u></p> <p>(ウ) <u>技能検定員資格者証の交付を受けている者であること。（チャレンジ講習指導員に限る。）</u></p> <p>(6) (略)</p> |
|---|--|

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第4条 認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(検査の委託)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項の規定により、<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2ただし書に規定する法人であつて新潟県警察本部長（第9条において「警察本部長」という。）が定める基準を満たすものに新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が必要と認めるときに委託するものとする。</u></p> <p>第3条 <u>削除</u></p> | <p>(検査の委託)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項及び<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2</u>の規定により、公安委員会が必要と認めるときに委託するものとする。</p> <p>(委託の条件)</p> <p>第3条 <u>検査の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>検査は、公安委員会の承認を受けた者が行うこと。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(検査員の要件)</p> <p>第4条 検査を行う者（以下「検査員」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、公安委員会の承認を受けた者でなければならない。</p> <p>(1) <u>21歳以上の者であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託の解除)</p> <p>第7条 公安委員会は、委託を続けることができないと認める事情が生じたときは、委託を解除することができる。</p> | <p>(2) <u>検査は、公安委員会が定めた実施基準に基づき行うこと。</u></p> <p>(3) <u>その他公安委員会が必要と認めた条件</u></p> <p>(検査員の要件)</p> <p>第4条 検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、公安委員会の承認を受けた者でなければならない。</p> <p>(1) <u>25歳以上の者であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託の解除)</p> <p>第7条 公安委員会は、<u>検査が第3条各号に掲げる条件に違反して行われたとき又は委託を続けることができないと認める事情が生じたときは、委託を解除することができる。</u></p> |
|--|---|

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。